

令和2年2月北信広域連合議会定例会会議録（第1号）

北信広域連合告示 第1号

令和2年2月10日（月） 中野市豊田支所大会議室に開く。

令和2年2月10日（月） 午前10時開議

○ 議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員指名
- 3 会期等の決定
- 4 議案第 1号 北信広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案
- 5 議案第 2号 北信広域連合第2号会計年度任用職員の給与に関する条例案
- 6 議案第 3号 北信広域連合情報公開条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第 4号 北信広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第 5号 北信広域連合情報公開等審査会条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第 6号 北信広域連合職員定数条例及び北信広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第 7号 令和元年度北信広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 11 議案第 8号 令和元年度北信広域連合養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第 9号 令和元年度北信広域連合特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第10号 令和2年度北信広域連合一般会計予算
- 14 議案第11号 令和2年度北信広域連合養護老人ホーム事業特別会計予算
- 15 議案第12号 令和2年度北信広域連合特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 16 議案第13号 訴えの提起について

- 17 議案第14号 北信広域連合広域計画について
 - 18 議案第15号 北信広域連合監査委員の選任の同意について
 - 19 議案第16号 北信広域連合公平委員会委員の選任の同意について
 - 20 議案質疑（議案第1号、議案第2号及び議案第13号）
 - 21 討論、採決（議案第1号、議案第2号及び議案第13号）
-

- 本日の会議に付した事件 …… 21まで議事日程に同じ
 - 日程追加 議案第17号 和解について
-

- 出席議員 次のとおり（23名）

1番 江田宏子 議員	13番 川久保政弘 議員
2番 宇塚千晶 議員	14番 町田博文 議員
3番 高山祐一 議員	15番 布施谷裕泉 議員
4番 西澤一彦 議員	16番 湯本隆英 議員
5番 保科政次 議員	17番 高木尚史 議員
6番 渡辺美智子 議員	18番 福原和人 議員
7番 芦澤孝幸 議員	19番 西方功文 議員
8番 月岡利郎 議員	20番 萩原由一 議員
9番 上松永林 議員	21番 山本光俊 議員
10番 阿部光則 議員	22番 原澤年秋 議員
11番 芋川吉孝 議員	23番 渋川芳三 議員
12番 石田克男 議員	

- 欠席議員 なし
-

- 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局長 酒井久	主査 武田信吾
事務局次長補佐兼総務係長 池田正実	主任主事 月岡瑞輝
保険福祉係長 芦原仙一	

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	池田 茂	幹 事	小林 広行
副広域連合長	足立 正則	幹 事	武田 彰一
副広域連合長	竹節 義孝	幹 事	市川 公紀
副広域連合長	日臺 正博	幹 事	大庭 和彦
副広域連合長	富井 俊雄	事務局次長	桑原 雅幸
副広域連合長	森川 浩市	望岳荘施設長	高山 廣志
副 管 理 者	横田 清一	高社寮施設長	池田 修
監 査 委 員	村山 芳広	千曲荘施設長	堀内 隆夫
会 計 管 理 者	小嶋 昭一	いで湯の里施設長	大井 良元
幹 事	保科 篤	菜の花苑施設長	斎藤 文成
幹 事	栗岩 康彦	ふるさと苑施設長	池野 正美

(開 議) (午前10時00分)

(開会に先立ち、酒井事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

1 開 会

議長(渋川芳三君) ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより令和2年2月北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付してあります議事日程第1号のとおりでありますから、ご了承願います。

議長(渋川芳三君) ここで、連合長から挨拶があります。

連合長。

(広域連合長 池田 茂君 登壇)

広域連合長(池田茂君) 本日ここに、令和2年2月北信広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、この冬、ここに来まして一旦降雪がございましたが、以前から暖冬という予報は出ておりましたが、年が明けて1月になってからも降雪の少ない状況が続いており、予報どお

り暖冬ではありますが、この余りにも雪の少なさに今から夏の水不足が懸念されるほど、大変心配な状況となっております。

また、昨シーズン大流行したインフルエンザでは、昨年12月、長野県からインフルエンザ注意報が発表され、当広域連合の施設でも来所者へマスクの着用や、入り口での消毒を早い時期から呼びかけるなど、感染が拡大しないよう相努めてきているところであります。

世界各地に拡大している新型コロナウイルスは日本でも感染者が確認され、国は今日1日に感染症法に基づく指定感染症とする政令を施行いたしました。今後の広がりが非常に危惧される状況であります。

経済においては、先月発表された長野県経済の動向で、緩やかに回復しているが、一部では弱さも見られるとの発表が出されたところではありますが、現在、新型コロナウイルスによる感染の拡大に伴い、県内の宿泊施設で中国人観光客のキャンセルが発生し、少なからず観光業にも影響が出ている状況であり、今後の経済動向にも十分注視しておくことが必要であると感じております。

さて、当広域連合の令和元年度事業の執行状況では、短期入所サービスの利用率の向上に努め、介護人材の確保などで一部に厳しい事情を抱えながらも、組織市町村及び関係各位の協力を得ながら、老人ホーム運営事業を初めとした各事業がほぼ順調に執行できているものと考えております。

施設運営につきましては、昨年10月の台風第19号により被災者の受け入れを行うこととなり、通常以上の対応が必要となる部分もございましたが、当広域連合としては引き続き健全経営に努めながら、職員全員が入所者やその家族の目線に沿った共通の認識で行動し、きめ細やかな介護サービスの提供を図り、安全で安心した生活をしていただけるよう、より一層努めてまいります。

老人ホーム建設工事の進捗状況につきましては、現在、予定どおり冬期間で中断をしておりますが、今月末には工事を再開する予定となり、今年の夏には仕上げ工事に入れるよう、今後も施工監理に努めてまいりたいと考えております。

令和2年度予算案につきましては、老人ホーム施設整備という一大事業があり、財政的には大変厳しい状況ではありますが、今後も健全財政の堅持を維持し、さらなるサービスの向上、適正な事務処理に取り組むための予算編成を行いました。

予算編成の細部につきましては、各議案の中でご説明申し上げますが、限られた財源を有効に利用し、最大の効果が得られるよう、効率的な運営に努めてまいりますので、議員各位

におかれましても、より一層の格別なご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

本日、提案いたします議案は、条例案6件、補正予算案3件、新年度予算案3件、事件案2件、人事案2件の合計16件であります。よろしくご審議をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

2 会議録署名議員指名

議長（**洪川芳三君**） 日程2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、

8番 月岡利郎議員

9番 上松永林議員

を指名いたします。

3 会期等の決定

令和2年2月北信広域連合議会定例会運営日程

会期：令和2年 2月10日（月）～

2月17日（月）

月 日	曜日	時 間	会 議	摘 要
2月10日	月	午前10時	本会議	開会、会議録署名議員指名、会期等の決定、議案提案説明、議案質疑（議案第1号、議案第2号及び議案第13号）、討論、採決（議案第1号、議案第2号及び議案第13号）
11日	火		休 会	祝日のため
12日	水		〃	議案審査のため
13日	木		〃	議案審査のため
14日	金		〃	議案審査のため
15日	土		〃	土曜日のため
16日	日		〃	日曜日のため
17日	月	午後2時	本会議	議案質疑、一般質問、討論、採決、選挙管

				理委員会委員及び補充員の選挙、閉会
--	--	--	--	-------------------

議長（渋川芳三君） 日程3 会期等の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、お手元に配付いたしました令和2年2月北信広域連合議会定例会運営日程（案）のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渋川芳三君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期については、運営日程（案）のとおりと決しました。

議事に入る前に、以降議案の「北信広域連合」の部分については省略をさせていただきますので、ご了承願います。

なお、監査委員から報告がありました定期監査の結果は、事前にお手元に配付いたしてありますので、ご了承願います。

4 議案第 1号 北信広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案

5 議案第 2号 北信広域連合第2号会計年度任用職員の給与に関する条例案

6 議案第 3号 北信広域連合情報公開条例の一部を改正する条例案

7 議案第 4号 北信広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例案

8 議案第 5号 北信広域連合情報公開等審査会条例の一部を改正する条例案

9 議案第 6号 北信広域連合職員定数条例及び北信広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案

議長（渋川芳三君） 日程4 議案第1号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案から日程9 議案第6号 職員定数条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案までの、以上議案6件を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 池田 茂君 登壇）

広域連合長（池田茂君） 議案第1号 北信広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案について。

本案につきましては、地方公務員法の改正に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職

員制度が導入されることから、会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものであります。本条例については、令和2年4月1日から施行するものであります。

なお、以降の議案の「北信広域連合」の部分については省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第2号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例案について。

本案につきましては、地方公務員法の改正に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることから、会計年度任用職員の給与に関し、必要な事項を定めるものであります。本条例については、令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第3号 情報公開条例の一部を改正する条例案について。

本案につきましては、公文書の公開請求権者に係る住所等の要件を撤廃し、公開請求権の拡大を図り、あわせて非公開情報の保護をより強固なものとするため、公文書の存否に関する情報等の規定を加えることから、所要の改正を行うものであります。本条例については、令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第4号 個人情報保護条例の一部を改正する条例案について。

本案につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報の定義の明確化を行い、あわせて自己情報の利用中止請求等の規定を加えるため、所要の改正を行うものであります。本条例につきましては、令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第5号 情報公開等審査会条例の一部を改正する条例案について。

本案につきましては、情報公開条例及び個人情報保護条例の改正に伴い、引用条項を改めるとともに、審査会の所掌事務について加えるため、所要の改正を行うものであります。本条例については、令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第6号 職員定数条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案について。

本案につきましては、地方公務員法の改正に伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることから、関係条例について所要の改正を行うとともに、用語の整理を行うものであります。本条例については、令和2年4月1日から施行するものであります。ただし、第2条中、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、第3条第11号の改正規定は、公布の日から施行するものであります。

以上、6件を一括してご説明申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

10 議案第 7号 令和元年度北信広域連合一般会計補正予算（第2号）

11 議案第 8号 令和元年度北信広域連合養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）

12 議案第 9号 令和元年度北信広域連合特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）

議長（**洪川芳三君**） 日程10 議案第7号 令和元年度一般会計補正予算（第2号）から日程12 議案第9号 令和元年度特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）までの、以上議案3件を一括して議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 池田 茂君 登壇）

広域連合長（池田茂君） 議案第7号 令和元年度一般会計補正予算（第2号）について。

本案につきましては、補正額1,118万円を減額し、補正後の予算総額は7億7,023万4,000円となります。また、老人ホーム建設事業費に係る年割額変更に伴い、継続費の補正もお願いするものでございます。

歳入につきましては、1款分担金及び負担金では、市町村分担金で814万8,000円の減額、4款繰入金では、財政調整基金繰入金で303万2,000円の減額であります。

歳出につきましては、3款民生費では、繰出金で養護老人ホーム事業特別会計繰出金303万2,000円の減額、委託料及び工事請負費で老人ホーム建設事業費814万8,000円の減額であります。

次に、議案第8号 令和元年度養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について。

本案につきましては、補正額73万4,000円を減額し、補正後の予算総額は2億9,099万2,000円となります。

歳入につきましては、1款介護保険事業収入では、施設介護サービス利用人数の実績などにより、98万3,000円の増額、2款分担金及び負担金では、措置人数の実績により131万5,000円の増額、5款繰入金では一般会計繰入金で303万2,000円の減額であります。

歳出につきましては主なものを申し上げます。1款民生費のうち、高社寮事業費では、人事

異動などに伴う人件費で276万7,000円の増額、賃金で嘱託職員報酬等168万9,000円の減額であります。千曲荘事業費では、賃金で嘱託職員報酬等202万4,000円の減額であります。

次に、議案第9号 令和元年度特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）について。

本案につきましては、補正額1,651万8,000円を減額し、補正後の予算総額は17億9,327万円となります。

歳入につきまして主なものを申し上げます。1款介護保険事業収入では、施設介護サービス利用人数の実績などにより25万5,000円の増額、4款繰入金では、財政調整基金繰入金で1,681万5,000円の減額であります。

歳出につきまして主なものを申し上げます。1款民生費のうち、望岳荘事業費では、賃金で嘱託職員報酬等121万8,000円の減額、委託料で人材派遣委託料134万7,000円の増額、工事請負費で屋根塗装工事等826万4,000円の減額、積立金で財政調整基金積立金427万6,000円の増額であります。

千曲荘事業費では、人事異動などに伴う人件費で175万4,000円の減額、需用費で燃料費等210万円の減額であります。

いで湯の里事業費では、人事異動などに伴う人件費で530万6,000円の増額、賃金で臨時職員賃金等132万2,000円の増額、積立金で財政調整基金積立金428万9,000円の減額であります。

菜の花苑事業費では、人事異動に伴う人件費で211万7,000円の減額、賃金で嘱託職員報酬等226万6,000円の減額であります。

ふるさと苑事業費では、人事異動に伴う人件費で304万5,000円の減額であります。

以上、3件一括してご説明申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

13 議案第10号 令和2年度北信広域連合一般会計予算

議長（**渋川芳三君**） 日程13 議案第10号 令和2年度一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 池田 茂君 登壇）

広域連合長（**池田茂君**） 議案第10号 令和2年度一般会計予算について。

本案につきましては、予算総額で2億5,127万2,000円となり、前年度より1億4,694万6,000円の増であります。

主なものを申し上げます。歳入につきましては、1款分担金及び負担金では、市町村及び一部事務組合からの分担金等で1億9,180万4,000円を、2款県支出金では、老人ホーム施設整備事業の県補助金として4億4,148万2,000円を、3款財産収入では、基金運用利子収入として749万9,000円を、4款繰入金では、特別会計繰入金等で6億735万2,000円を計上いたしました。

続いて歳出につきましては、2款総務費では、総務管理費等広域連合の運営事務経費として7,979万4,000円を、3款民生費では、要介護認定業務及び老人ホーム施設整備等に伴う経費で19億7,625万4,000円を、4款衛生費では、病院群輪番制病院運営事業補助金で3,365万2,000円を、5款公債費につきましては、老人ホーム建設に係る起債償還金で6,007万1,000円を計上いたしました。

なお、資料といたしまして、主要事業の概要をまとめました主要施策概要説明書を事前にお配りしておりますので、参考にご覧いただきたいと存じます。詳細につきましては事務局次長から説明させます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（渋川芳三君） 続いて事務局次長において、本案の補足説明がありましたらお願いします。

（事務局次長 挙手）

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） 議案第10号 令和2年度北信広域連合一般会計予算について補足説明を申し上げます。予算書は1ページ、主要施策概要説明書も1ページからでございます。失礼して着座にて説明をさせていただきます。

予算書の5ページからの事項別明細書により説明をさせていただきます。歳入につきましては、予算書の8ページをご覧ください。

1款1項1目市町村分担金につきましては、今年度予算額が1億8,504万9,000円で、前年度に対して7億799万3,000円の増となります。増額の主な理由は、老人ホーム施設整備事業費分担金の増であります。

2款県支出金につきましては、老人ホーム施設整備事業補助金で4億4,148万2,000円です。前年に対して3億3,577万円の増となります。

3款財産収入につきましては、地域振興基金について地方債を中心に運用しており、

749万9,000円を見込んでおります。

4款繰入金につきましては、特別会計から例年と同じものとして、施設の管理運営を担当する事務局職員2人分の人件費と、望岳荘、ふるさと苑の起債等償還分、公平委員会分担金を繰り入れます。また、昨年度と今年度については、老人ホーム建設のための北信広域連合の負担分として3億3,371万9,000円の繰り入れをいたします。この建設費負担分の増により、前年度比較は2億4,466万2,000円の増となっております。

続きまして、歳出であります。12ページをお願いいたします。1款議会費は50万1,000円で、議員報酬、議事録調製委託料等でございます。

次に、2款1項1目一般管理費では、主に事務局職員8人分の人件費等でございます。14ページの下段から次の16ページになりますが、2目企画費347万8,000円は広域連合の広報紙の発行、ホームページの更新管理、道の駅等に設置してある広域案内看板の管理及び観光振興等に資する事業に対する補助等でございます。前年度と比較して83万4,000円の減となっておりますのは、前年度、前年度というのは令和元年度でございますが、第5次広域計画策定のために審議会委員報酬と計画書の印刷費を見込んでおりましたが、令和2年度はそれがなかったためでございます。なお、この企画費には地域振興基金による運用益749万9,000円のうち、347万8,000円を充当財源としております。

次に、16ページの2項選挙費9万8,000円は選挙管理委員会の定例会と臨時会の運営費等でございます。委員の交代がありますので、前年より臨時会1回を多く見込んでおります。3項監査委員費は、毎月の出納検査、定期監査、決算審査などにかかわるものでございます。現監査委員からの要望と代表監査委員が交代されることもありますので、必要に応じて研修に参加できるように、旅費と負担金及び交付金の会議等出席負担金を増額しております。4項公平委員会費は、年4回の定例会の運営費等でございます。担当職員の1カ月分の人件費もここから支出しております。

18ページをお願いします。3款1項1目介護保険総務費は、事務局職員2人分の人件費等でございます。

20ページをお願いします。2目介護認定審査会費は、委員報酬、要介護認定支援システムの借り上げ及び保守料等でございます。審査会は145回の開催を予定しております。また、ここには地域振興基金の運用益のうち、402万1,000円を充当しております。3目入所判定委員会費は、養護老人ホームの入所要否を判定する会議の開催経費で、年間4回の開催を予定しております。

22ページをお願いします。4目老人福祉費は、ふるさと苑建設に係る補正予算債の普通交付税バック分739万8,000円を特別養護老人ホーム事業特別会計へ繰り出すものと、養護老人ホーム事業特別会計への繰出金については、令和元年度当初予算では財政調整基金を一本化したため、基金を直接養護老人ホーム事業特別会計へ繰り出すこととして計上しておりましたが、公会計上は養護老人ホームは普通会計、特別養護老人ホームは企業会計となるため、資金の流れを明確にしたほうがよいとの判断から、令和元年度10月補正で一般会計を通して繰り出すように補正をさせていただきました。令和2年度では当初予算から一般会計を通して繰り出すように計上しましたので、前年度比較では養護老人ホームへの繰出金がそのまま増額となっております。

22ページをお願いします。5目入所検討委員会費は、特別養護老人ホームの入所順位を決定する会議の開催経費であり、年間12回の開催を予定しております。6目障害支援区分認定審査会費では、年間13回の審査会を予定しております。

2項1目老人ホーム建設事業費は2年目となる高社寮、千曲荘の建てかえに伴う老人ホーム建設事業費で、17億3,141万8,000円です。主なものは工事監理業務委託料が1,227万6,000円、建設工事費が16億7,200万円、備品購入費が4,074万2,000円であります。

24ページをお願いします。4款1項1目保健衛生総務費は病院群輪番制病院運営事業補助金で、北信総合病院と飯山赤十字病院へ休日・夜間等の救急医療体制の運営を補助するもので、3,365万2,000円です。前年度と金額が違うのは、休日数の関係によるものであります。5款公債費は望岳荘とふるさと苑の建設時の起債償還であります。

続いて、33ページをお願いいたします。継続費についてであります。今年度から2年度で行っている高社寮、千曲荘の建てかえに伴う老人ホーム建設事業費であります。令和元年度に入札差金が814万8,000円あり、それを令和2年度へ通次繰り越しをさせていただきます。2カ年間の総額21億4,608万7,000円については変更ありません。一番右の継続費の総額に対する進捗率は、当初の計画では令和元年度が20%でありましたが、19.6%、令和2年度は80%でありましたが、80.4%になりますのでよろしくをお願いいたします。

一般会計の補足説明については以上であります。

議長（渋川芳三君） 以上で事務局次長の補足説明を終わります。

14 議案第11号 令和2年度北信広域連合養護老人ホーム事業特別会計予算

議長（渋川芳三君） 日程14 議案第11号 令和2年度養護老人ホーム事業特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 池田 茂君 登壇）

広域連合長（池田茂君） 議案第11号 令和2年度養護老人ホーム事業特別会計予算について。

本案につきましては、養護老人ホーム2施設で定員100人分の生活支援に係る事業費として、予算総額は3億5,386万9,000円で、前年度より6,199万2,000円の増であります。

主なものを申し上げます。歳入につきましては、1款介護保険事業収入では、介護保険サービス提供に係る保険者負担金等で4,137万6,000円を、2款分担金及び負担金では、老人保護措置に係る市町村負担金等で1億1,069万6,000円を、5款繰入金では、一般会計繰入金で1億9,843万8,000円を計上いたしました。

続いて歳出につきましては、1款民生費では、養護老人ホーム2施設の運営費等で3億5,186万9,000円を計上いたしました。

なお、詳細につきましては、各施設長から説明をさせます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（渋川芳三君） 続いて、各施設長において本案の補足説明がありましたらお願いします。

（高社寮施設長 挙手）

議長（渋川芳三君） 高社寮施設長。

高社寮施設長（池田修君） お願いいたします。続きまして、議案第11号 令和2年度養護老人ホーム事業特別会計予算につきまして、予算書の事項別明細書によりご説明を申し上げます。以下、失礼して着座にてご説明を申し上げます。

まず、老人ホーム高社寮関係の主な内容につきまして申し上げます。予算書は40ページからになります。また、主要施策概要説明書は4ページをご覧ください。

本施設につきましては、令和2年度末をもって新施設への移行が決まっておりますため、既存の設備等を維持活用しながら運営を行うことを念頭に予算編成を行いました。このため、工事関係及び備品購入等に係る経費は計上しておりません。

まず、予算書40ページ、歳入について主なものを申し上げます。1款介護保険事業収入は、入所者の介護保険制度に係る保険者負担金、利用者負担金として2,011万円を計上いたしました。2款分担金及び負担金につきましては、入所者に係る関係市町村からの措置費負担金収入で4,888万5,000円を計上いたしました。

予算書42ページ、5款繰入金につきましては、歳出の不足分を補うために一般会計から1億5,849万2,000円を繰り入れることとしております。

次に、予算書46ページ、歳出について主なものを申し上げます。1款1項1目管理費につきましては、総額1億9,555万8,000円で、前年度対比5,612万7,000円、40.3%の増となっております。内容は職員人件費、施設運営に係る委託料、需用費等のほか、施設整備費に充当するための一般会計繰出金が主なものでございます。前年度対比で大幅に増額となっておりますが、これは新施設整備に係る繰出金が増加したことが主な要因でございます。

予算書48ページ、2目生活費につきましては、利用者の生活に係る費用として総額3,217万6,000円を計上いたしました。前年度と比較して83万3,000円、2.5%の減であります。光熱水費、賄材料費などが主なものでございます。

高社寮関係は以上でございます。

(千曲荘施設長 挙手)

議長（渋川芳三君） 千曲荘施設長。

千曲荘施設長（堀内隆夫君） 続きまして、養護老人ホーム千曲荘関係の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。予算書の事項別明細書は40ページからになります。主要施策概要説明書は5ページです。

まず、歳入のうち主なものは、1款介護保険事業収入2,126万6,000円及び2款老人保護措置費負担金6,181万1,000円、5款一般会計繰入金3,994万6,000円であります。3項目で合計98.3%、1億2,302万3,000円となります。

次に、歳出は50ページからとなります。歳出の主なものは、2項1目管理費、2目生活費で、経常的な事業費用であり、例年並みの計上となっております。

現施設の運営は最終年度となりますが、どうしても日々必要な修繕等が発生しますので、必要最小限にとどめるように工夫をしていきたいと思っております。備品整備では入所者の安全対策のため、センサーマット1台を購入する予定です。

養護老人ホーム千曲荘につきましては以上でございます。

議長（渋川芳三君） 以上で各施設長の補足説明を終わります。

15 議案第12号 令和2年度北信広域連合特別養護老人ホーム事業特別会計予算

議長（渋川芳三君） 日程15 議案第12号 令和2年度特別養護老人ホーム事業特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 池田 茂君 登壇）

広域連合長（池田茂君） 議案第12号 令和2年度特別養護老人ホーム事業特別会計予算について。

本案につきましては、特別養護老人ホーム5施設で定員、本入所354人及び短期入所33人分の介護サービスの提供に係る事業費として、予算総額は20億236万7,000円で、前年度より1億8,848万円の増であります。

主なものを申し上げます。歳入につきまして、1款介護保険事業収入では、介護保険サービス提供に係る保険者負担金等で15億1,607万3,000円を、4款繰入金では、財政調整基金繰入金等で4億4,530万5,000円を計上いたしました。

続いて、歳出につきまして、1款民生費では、特別養護老人ホーム5施設の運営費等で19億9,236万2,000円を計上いたしました。なお、詳細につきましては、各施設長から説明させます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（渋川芳三君） 続いて、各施設長において本案の補足説明がありましたらお願いします。

（望岳荘施設長 挙手）

議長（渋川芳三君） 望岳荘施設長。

望岳荘施設長（高山廣志君） 議案第12号 令和2年度特別養護老人ホーム事業特別会計予算につきまして、予算書の事項別明細書によりご説明申し上げます。失礼して着座にてご説明申し上げます。

まず、望岳荘関係の主な内容について申し上げます。予算書68ページからになります。また、主要施策概要説明書は6ページです。

新年度予算につきましては、老朽化した設備や備品を計画的に更新し、利用者の安心・安全で快適な居住空間の確保を念頭に編成を行いました。

歳入について主なものを申し上げます。68ページからお願いします。1款1項保険者負担金及び2項利用者負担金につきましては、69ページ、71ページの区分欄1節が望岳荘分となります。計3億8,334万4,000円を計上し、72ページ4款繰入金は、財政調整基金より2,091万6,000円を計上いたしました。

次に、予算書76ページ、歳出について主なものを申し上げます。79ページをお願いいたします。下段14節工事請負費につきましては、平成30年度から令和5年度まで継続して実施する居室エアコン更新工事、また令和2年度から4年度まで3カ年で実施する床暖房三方弁等改修工事、温水ヒーター循環ポンプ取りかえ工事等を行うものです。

81ページ、17節備品購入費の管理用備品につきましては、電解水生成装置、食品庫、冷凍庫、ガスブースター等の各購入事業、相当期間経過しまして、経年劣化のため更新購入するものです。また、生活用備品につきましては、車椅子、マットレス、介護用ベッドなどそれぞれ更新購入するものです。

特別養護老人ホーム望岳荘は以上であります。

(千曲荘施設長 挙手)

議長（渋川芳三君） 千曲荘施設長。

千曲荘施設長（堀内隆夫君） 続きまして、特別養護老人ホーム千曲荘関係の主な内容についてご説明申し上げます。予算書の事項別明細書は同じく68ページからになります。主要施策概要説明書は7ページです。

まず、歳入。千曲荘費では5億6,454万7,000円となります。うち、主なものは介護保険事業収入2億5,211万5,000円、4款財政調整基金からの繰入金3億164万8,000円であります。

歳出は80ページからとなります。歳出の主なものは人件費や光熱水費、賄材料費等の経常的な事業費用2億9,192万4,000円のほか、主として新施設の建設事業に充てるため、一般会計への繰出金2億7,062万1,000円を計上いたしました。

養護千曲荘と同様に現施設の運用が最終年度ということであり、どうしても日々必要な修繕等が発生しますので、修繕等は必要最小限にとどめるように工夫をしていきたいと思っております。

備品整備では、利用者の安全対策や褥瘡予防等のため、センサーマット5台、除圧マットレス3枚、エアマット1台を計画的に購入する予定であるほか、経年劣化した回診車を1台更新する予定であります。

特別養護老人ホーム千曲荘については以上でございます。

(いで湯の里施設長 挙手)

議長（渋川芳三君） いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長（大井良元君） 続きまして、いで湯の里関係の主な内容につきましてご説明申し上げます。予算書は68ページからになります。なお、主要施策概要説明書は8ページです。

新年度予算につきましては、利用率の確保等により、歳入の安定化と厳しい財政状況によることを職員一人一人が自覚し、経費の節減に努めることを念頭に編成を行いました。

まず、歳入について主なものを申し上げます。介護給付費保険者負担金では、施設介護サービス費収入は、定員70人で2億2,708万5,000円を見込み、居宅介護サービス費収入では、短期入所定員10人で2,795万5,000円を見込みました。利用者負担金では、施設介護サービス利用者負担金収入で4,831万9,000円、居宅介護サービス利用者負担金収入で943万3,000円を見込みました。

さらに73ページにありますとおり、繰入金では財政調整基金繰入金1,924万1,000円を見込みました。この介護保険事業収入と繰入金で収入全体の98.2%を占めています。

次に、予算書84ページ以降で歳出について主なものを申し上げます。89ページの14工事請負費は設備が老朽化したため、酸素供給装置及び警報装置更新工事を行います。17備品購入費では、管理用備品購入として老朽化した業務用洗濯機1台、冷凍冷蔵庫1台、冷蔵庫1台を更新するものです。生活用備品購入では、介護用ベッド4台、清拭車1台、ホットキャビ1台を更新するものです。保健衛生備品購入では、吸引器1台の購入を予定しています。

いで湯の里につきましては以上であります。

(菜の花苑施設長 挙手)

議長（渋川芳三君） 菜の花苑施設長。

菜の花苑施設長（斎藤文成君） 続きまして、菜の花苑関係の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。予算書につきましては68ページからになります。主要施策概要説明書は9ページからでございます。

新年度予算につきましては、利用者様の皆様が安心して生活ができるよう、経費削減に努めながらも必要な備品や介護用品を計画的に整備しつつ、介護サービスの質の向上を図るこ

とを念頭に編成を行いました。

まず、予算書68ページからでございますが、歳入にいて主なものを申し上げます。1款介護保険事業収入の1項介護給付費保険者負担金、2項利用者負担金の各4節菜の花苑分につきましては、定員62名の施設介護サービス並びに定員8名の居宅介護サービス収入からなっておりまして、保険者負担金と利用者負担金の両節を合わせて2億7,295万9,000円を計上いたしました。前年度対比では213万2,000円の減でございます。これは、機能訓練指導員の減に伴う機能訓練加算の減額が主なものでございます。

続いて、72ページになります。4款の繰入金につきましては、前年対比727万5,000円増の財政調整基金繰入金4,653万5,000円を支出調整を図るために計上いたしました。

続いて、88ページからの歳出について主なものを申し上げます。1款民生費の1項特別養護老人ホーム事業費4目菜の花苑事業費につきましては、3億2,432万2,000円で、前年対比は513万6,000円の増でございます。人件費の増で1,122万7,000円、工事請負費については皆減でございまして、マイナスの50万円。一般会計繰出金は減でございまして、446万9,000円の減が主な要因になっております。

続いて、93ページ下段の備品購入費について主なものでございますが、業務用洗濯機1台の故障によりまして買いかえを予定しております。

菜の花苑事業については以上でございます。

(ふるさと苑施設長 挙手)

議長（洪川芳三君） ふるさと苑施設長。

ふるさと苑施設長（池野正美君） 続きまして、ふるさと苑関係の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。予算書は68ページからになります。なお、主要施策概要説明書は10ページでございます。

新年度予算につきましては、利用者の皆様が安心して快適に過ごしていただけるよう、経費縮減を図りながらも必要な機器の更新等を計上するなど、介護サービスの充実、環境整備に努めることを念頭に置き、編成を行いました。

まず、歳入について主なものを申し上げます。1款1項介護給付費保険者負担金では、1目施設介護サービス費収入として定員71人で2億2,883万4,000円、2目居宅介護サービス費収入は短期入所の定員4人で1,190万4,000円を計上しました。2項利用者負担金では、1目施設介護サービス利用者負担金収入として71ページになりま

すが、5,054万3,000円、2目居宅介護サービス利用者負担金収入として358万2,000円を計上いたしました。

次に、72ページになりますが、4款繰入金では、1項1目財政調整基金繰入金4,956万7,000円を計上しました。また、2項1目一般会計繰入金では、施設建設時に起こした連合債の一部に地方交付税が措置され、一般会計からの繰入金として739万8,000円を計上いたしました。

次に、予算書94ページからの歳出について主なものを申し上げます。今年度特に取り上げた事項につきましては、99ページの説明欄にあります。14節工事請負費では、開所以来使用しております食堂エアコン更新工事費を計上しました。また、17節備品購入費では、厨房の冷凍冷蔵庫の更新、センサーマット2台の更新及び利用者さんが食後に飲む薬を袋詰めするための分割分包機1台の更新等購入を予定しております。

27節繰出金につきましては、施設整備の際の起債償還分で、昨年まではほかの施設に負担をお願いしておりましたが、今年度ふるさと苑で全額負担することに伴い、5,144万7,000円を計上いたしました。なお、起債償還分につきましては、令和2年度で償還完了となる予定でございます。

ふるさと苑につきましては以上でございます。

議長（渋川芳三君） 以上で各施設長の補足説明を終わります。

16 議案第13号 訴えの提起について

議長（渋川芳三君） 日程16 議案第13号 訴えの提起についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 池田 茂君 登壇）

広域連合長（池田茂君） 議案第13号 訴えの提起について。

本案につきましては、特別養護老人ホーム千曲荘の利用者負担金のうち、未収の利用料71万1,286円を契約者に対し支払いを求める訴えの提起をするものであります。

詳細につきましては、事務局次長から説明をさせます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（渋川芳三君） 続いて、事務局次長において本案の補足説明がありましたらお願いいたします。

(事務局次長 挙手)

議長 (洪川芳三君) 事務局次長。

事務局次長 (桑原雅幸君) 連合長説明に補足して説明申し上げます。訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

相手方は議案に記載のとおりです。請求の趣旨は、相手方は相手方の母を利用者として平成27年6月29日に特別養護老人ホーム千曲荘と入所契約を締結いたしましたが、平成28年1月分から同年10月分、平成29年1月分及び5月、6月分の利用料71万1,286円を支払わず、再三の請求に対しても支払いの意思がないことから、やむを得ず本件利用料の支払いを求めるものでございます。また、あわせて訴訟費用は相手方の負担とすることとして裁判所へ判決及び仮執行の宣言を求めるものでございます。

訴えの提起についての補足説明は以上でございます。

議長 (洪川芳三君) 以上で事務局次長の補足説明を終わります。

17 議案第14号 北信広域連合広域計画について

議長 (洪川芳三君) 日程17 議案第14号 広域計画についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 池田 茂君 登壇)

広域連合長 (池田茂君) 議案第14号 広域計画について。

本案につきましては、地方自治法の定めるところにより、広域連合には広域計画の策定が義務づけられております。この計画は平成12年の設立時に策定をし、以後5年ごとに見直しを行ってまいりました。現行の第4次計画期間が本年度末をもって終了することから、令和2年度から5カ年の第5次計画を策定するものであります。

計画策定に当たりましては、広域連合が共同処理することとされた事務事業につきまして、経緯、基本方針及び施策を掲げたものであります。

なお、本計画は基本計画審議会に諮問を行い、答申をいただいております。

詳細につきましては、事務局次長から説明させます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 (洪川芳三君) 続いて、事務局次長において本案の補足説明がありましたら、願います。

(事務局次長 挙手)

議長 (洪川芳三君) 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） 連合長説明に補足してご説明を申し上げます。議案とさせていただいた北信広域連合広域計画第5次案であります。今年度北信広域連合基本計画審議会へ諮問をさせていただき、審議会で計画案を作成いただき、昨年12月25日に答申をいただきました。この議案は答申いただいた計画案から変更している部分はありません。

第4次計画から変更した主な部分について説明を申し上げます。計画案の4ページをお願いします。4ページに「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関すること」の中ほどからの「現状と課題」で、特別養護老人ホーム高社寮を高社の家へ移管したことを記載いたしました。また、この移管の際に第4次計画に民営化について記載がないと議会で質問がありましたので、次の5ページの3行目ですが、「施設の建て替えについては、社会福祉法人への移管も含め、地域の特性に配慮し検討を進める必要があります。」といたしました。

同じく5ページの「施策」では、1の「養護老人ホーム」と2の「特別養護老人ホーム」において、それぞれ一番最初の丸印で、現在建設中の新老人ホームについて記載をしております。

次の6ページでは、昨年2月議会で施設の概要について記載できないかのご質問をいただきましたので、資料として北信広域管内の養護老人ホームと特別養護老人ホームを掲載いたしました。

次に、11ページをお願いいたします。11ページ、7の「広域的課題の調査研究に関すること」ですが、下のほうの「現状と課題」の6行目からありますが、広域的な観光の推進についての部分では、現状では信越9市町村広域観光連携会議で推進されておりますので、この部分について肉づけをした内容に修正をしております。

最後に14ページをお願いいたします。14ページの9、「公平委員会に関すること」ですが、最後の3行でありますけれども、法律改正により追加された事務処理についての記載をしております。

第4次計画から変更した主な部分は以上でございます。

広域計画案の補足説明は以上でございます。

議長（渋川芳三君） 以上で事務局次長の補足説明を終わります。

18 議案第15号 北信広域連合監査委員の選任の同意について

議長（渋川芳三君） 日程18 議案第15号 監査委員の選任の同意についてを議題といた

します。

提案者の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 池田 茂君 登壇)

広域連合長（池田茂君） 議案第15号 監査委員の選任の同意について。

本案につきましては、現委員の村山芳広氏の任期が令和2年4月24日をもちまして満了となることから、後任の委員として齋藤保氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

19 議案第16号 北信広域連合公平委員会委員の選任の同意について

議長（洪川芳三君） 日程19 議案第16号 公平委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 池田 茂君 登壇)

広域連合長（池田茂君） 議案第16号 公平委員会委員の選任の同意について。

本案につきましては、現委員の坂東里夏氏の任期が令和2年4月24日をもちまして満了となることから、後任の委員として池田稔幸氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

20 議案質疑

21 討論、採決

議長（洪川芳三君） 日程20 議案質疑及び日程21 討論、採決を行います。

初めに議案質疑を行います。なお、発言に際しては議案に係る質疑についてのみとし、回数は同一議題について3回までとなっております。また、最初に幾つの質問を行うか、質問の数を述べてから質問に入っていただきますようお願いいたします。

議案第1号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案について及び議案第2号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例案の以上議案2件について

て願います。質疑ありませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

議長(渋川芳三君) 17番、高木尚史議員。

17番(高木尚史君) 議案第1号、第2号について、それぞれ共通する課題についてご質問いたします。一つは来年度の予算書の中にもありますが、1号、2号にかかわって何人程度を予定しているのか、それに伴う金額。それぞれ予算書の中では1号、2号にかかわって載っておりますけれども、具体的に金額をお知らせいただきたいと思ひます。

それと議案第2号の等級別基準職務表ですが、1級、2級というふうにかかれておりますけれども、この具体的な職務についてお聞かせいただきたいと思ひます。

議長(渋川芳三君) 事務局次長。

事務局次長(桑原雅幸君) では、お答えをさせていただきます。まず、会計年度任用職員の人数についてお答えしたいと思ひます。金額については、またちょっと確認をさせてお答えさせていただきます。

まず、人数であります、当初予算では1号会計年度任用職員については92人、2号会計年度任用職員については77人でございます。

次に、議案第2号の職務の級のことでございますけれども、まず、2級については施設長でございます。1級についてはそのほかの会計年度任用職員の方でございます。

以上でございます。

議長(渋川芳三君) 高木議員よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渋川芳三君) なければ、次に、議案第13号 訴えの提起についてをお願いいたします。質疑ありませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

議長(渋川芳三君) 17番、高木尚史議員。

17番(高木尚史君) 3点ほどお伺いいたします。一つは、これは改めて提案をするということで、初歩的なミスではなく、基本的な間違いをとったということから改めて議案になっているわけですが。そういった法に沿わない事柄についてどのように考えておられるのか。冒頭、連合長からは陳謝の意が表されましたけれども、その対応についてお伺いしたいと思ひます。

それと、金額についてですが、「71万1,286円の金員を支払え」というふうになっておりますが、普通ですと延滞金あるいは督促料というものが納期までに納められないときにはつくわけですが、この金額の中にはそういった延滞金あるいは督促料というものが含まれているのかどうか、そのことについてお願いをします。

それと、請求の趣旨の(2)ですが、「訴訟費用は相手方の負担とする」というふうになっております。この訴訟費用についてどの程度かかっていたのか。具体的な内容についてお願いしたいと思います。そして、この訴訟費用については、仮にこれが通った場合に、訴訟費用の確定請求をしなければ支払えないということになっているようでありますが、そういった方法についてもどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

それと、この追認をすることについては自治法上認められているということですが、このことについてどのような対応をしていくのか。例えば追認が、この後和解案についても追認という形で出てくるだろうというふうに提案はされておりましたけれども、その内容について、その後のこととなりますけれども、追認ということについて、理事者側としてやむを得ない措置でありますけれども、そのことについてのお考えなどについてもお伺いしたいと思います。

議長（渋川芳三君） 連合長。

広域連合長（池田茂君） まず、私のほうから今回のことにつきまして考え等のご質問がございましたので、お答えを申し上げます。

まず、法律、法令等に従ってきちんと事務事業を執行するということにつきましては、今回は極めて遺憾な事例が発生したと深く反省しているところでありまして、管理監督責任を強く自身に対して問うているところでございます。

もとより、こうした事態あつてはならないことで、追認ということもございましたけれども、それだからいいという話ではございません。その点につきましても、今後ともこうした事態が発生しないよう、法令等またそうした遵法精神に沿いまして事務事業を執行するようということ、今後とも周知徹底を図ってまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） それでは、私のほうから71万1,286円の中に延滞金、督促料等含まれているかというご質問についてお答えさせていただきますが、これは全て施設利用料でありまして、こういった延滞金、督促料は含まれておりません。

それから、訴訟費用で幾らかかったのかというご質問がございました。これについては、訴訟に関して司法書士へ委託をしております、その司法書士へ支払った委託料が合計で16万200円でございます。それと裁判費用で印紙を使ったわけですが、その印紙代が8,000円。合計で16万8,200円の経費がかかっております。

以上でございます。

議長（渋川芳三君） よろしいですか。17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） 今の訴訟費用を具体的に言っていただきましたが、恐らく訴えの提起手数料で10万円について1,000円ですから、8,000円ということだろうというふうに思うんですが。このことについて、例えば訴訟費用の確定処分を申し立てないと、この訴訟費用は来ないわけですね、もらえないわけなんですけれども。確定処分を求めるための費用はどの程度かかるわけですか。今の答弁でいきますと、16万200円の委託料と手数料として8,000円ですか、これに見合う金額になっているのかどうなのか。俗に言う確定をするための費用がかなりかかってあんまりメリットがないというんですか、役所流にいくと、幾らかかっても手続的にはやらなければならないということになるんだろうと思いますけれども。その費用などについてはどのように積算をされているのかお伺いいたします。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） それでは、お答えをさせていただきます。後で17号で和解について提案をさせていただくんですけれども、この和解の内容で訴訟費用については各自の負担とするということで和解をさせていただきたいというものでございます。でありますので、この訴訟費用については請求をしないということでありますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（渋川芳三君） よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（渋川芳三君） ないようでありますので、議案質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。討論のあります方は早急に書面をもって、議長の手元まで通告願います。なお、発言通告書は事務局長のところがございます。

ここで暫時休憩いたします。

（休 憩） （午前11時10分）

（再 開） （午前11時11分）

議長（渋川芳三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告がありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第1号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 訴えの提起について採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程追加 議事日程の追加

議長（渋川芳三君） お諮りいたします。ただいま、広域連合長から議案第17号 和解についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（渋川芳三君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号 和解についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程追加 議案第17号 和解について

議長（洪川芳三君） 議案第17号 和解についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 池田 茂君 登壇）

広域連合長（池田茂君） 議案第17号 和解について。

本案につきましては、特別養護老人ホーム千曲荘の利用者負担金のうち、未収の利用料71万1,286円を令和6年4月まで分割して支払う内容で、訴えの相手方と和解しようとするものであります。

詳細につきましては事務局次長から説明させます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（洪川芳三君） 続いて、事務局次長において本案の補足説明がありましたら、願います。

（事務局次長 挙手）

議長（洪川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） 連合長説明に補足して説明を申し上げます。ただいま議案第13号でお認めいただいた訴えの提起についての和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、事件名と2、当事者は議案に記載のとおりであります。3、和解の要旨は、（1）は相手方は施設利用料残債務として71万1,286円の支払い義務があることを認める。

（2）は相手方はこの金員を毎月1万3,000円ずつ分割して支払う。ただし、最終月の令和6年4月の支払いは9,286円になります。（3）は相手方は分割金の支払いを2回以上怠り、かつその額が2万6,000円に達したときは、既に支払った額を除いた残金を一括して支払う。次のページの（6）をお願いいたします。訴訟費用は各自の負担とするであります。和解の要旨については以上でございます。

補足説明についても以上でございます。

議長（洪川芳三君） 説明ありがとうございました。

ここで、議案第17号について一部訂正がございますので、事務局長から説明をお願いします。

事務局長（酒井久君） 大変申しわけございません。ただいまお配りいたしました議案第17号についての提出日ではありますが、2月17日と印刷してございます。これについて補

足、訂正をさせていただいて、配付し直しをさせていただきたいと思いますのでよろしくお
願いいたします。

議長（渋川芳三君） 以上で、説明を終わりいたします。

議長（渋川芳三君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散 会） （午前 1 1 時 1 7 分）

令和2年2月北信広域連合議会定例会会議録（第2号）

北信広域連合告示 第1号

令和2年2月17日（月） 中野市豊田支所大会議室に開く。

令和2年2月17日（月） 午後2時開議

○ 議事日程（第2号）

- 1 議案質疑
 - 2 一般質問
 - 3 討論、採決
 - 4 議第1号 北信広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
 - 5 閉会
-

○ 本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

○ 出席議員 次のとおり（23名）

1 番 江 田 宏 子 議員	1 3 番 川久保 政 弘 議員
2 番 宇 塚 千 晶 議員	1 4 番 町 田 博 文 議員
3 番 高 山 祐 一 議員	1 5 番 布施谷 裕 泉 議員
4 番 西 澤 一 彦 議員	1 6 番 湯 本 隆 英 議員
5 番 保 科 政 次 議員	1 7 番 高 木 尚 史 議員
6 番 渡 辺 美智子 議員	1 8 番 福 原 和 人 議員
7 番 芦 澤 孝 幸 議員	1 9 番 西 方 功 文 議員
8 番 月 岡 利 郎 議員	2 0 番 萩 原 由 一 議員
9 番 上 松 永 林 議員	2 1 番 山 本 光 俊 議員
1 0 番 阿 部 光 則 議員	2 2 番 原 澤 年 秋 議員
1 1 番 芋 川 吉 孝 議員	2 3 番 洪 川 芳 三 議員

○ 欠席議員 なし

○ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局 長	酒井 久	主 査	武田 信吾
事務局次長補佐兼総務係長	池田 正実	主任 主事	月岡 瑞輝
保険福祉係長	芦原 仙一		

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合 長	池田 茂	幹 事	小林 広行
副広域連合 長	足立 正則	幹 事	武田 彰一
副広域連合 長	竹節 義孝	幹 事	市川 公紀
副広域連合 長	日基 正博	幹 事	大庭 和彦
副広域連合 長	富井 俊雄	事務局次長	桑原 雅幸
副広域連合 長	森川 浩市	望岳荘施設長	高山 廣志
副 管 理 者	横田 清一	高社寮施設長	池田 修
監 査 委 員	村山 芳広	千曲荘施設長	堀内 隆夫
会 計 管 理 者	小嶋 昭一	いで湯の里施設長	大井 良元
幹 事	保科 篤	菜の花苑施設長	斎藤 文成
幹 事	栗岩 康彦	ふるさと苑施設長	池野 正美

(開 議) (午後 2時00分)

(開会に先立ち、酒井事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

議長(渋川芳三君) ただいま報告のとおり出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第2号のとおりでありますから、ご了承願います。

1 議案質疑

議長（渋川芳三君） 日程1 これより議案質疑を行います。

なお、発言に際しては、議案に係る質疑についてのみとし、回数は、同一議題について3回までとなっております。また、最初に幾つの質問を行うか、質問の数を述べてから質問に入っていただきますようお願いいたします。

議案第3号 情報公開条例の一部を改正する条例案から議案第6号 職員定数条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案までの以上議案4件について願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渋川芳三君） なければ、次に、議案第7号 令和元年度一般会計補正予算（第2号）から議案第9号 令和元年度特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）までの以上議案3件について願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渋川芳三君） なければ、次に、議案第10号 令和2年度一般会計予算について願います。質疑ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（渋川芳三君） 16番、湯本隆英議員。

16番（湯本隆英君） 16番、湯本隆英です。質問の内容については1点、ページ数は26、27ページにわたります。主な中心の質問はですね、病院群輪番制の病院運営補助事業負担金、これは人口割100%というのは理解いたします。そうしますと、右側に老人ホーム施設整備事業費分担金について、これについて平均割が25%、人口割が75%というふうになっておりますが、これについての理由は何か。まず最初にそれをお答えいただきたいと思っております。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） それでは、お答えさせていただきます。北信広域連合規約の第19条に「広域連合の経費は次に掲げる収入をもって充てる」とあり、その（1）に「関係市町村及び関係組合の分担金」とあります。その分担金の部分につきましては、別表に掲げるとおりとするということで別表が定められておりまして、この中にそれぞれの分担割合というのがあるんですが、病院群輪番制については100%であります。

それから、「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事務」ということで分担割合が平均割25%、人口割75%というように定められておりますので、それに基づいてということをお願いいたします。

議長（洪川芳三君） 16番、湯本隆英議員。

16番（湯本隆英君） 規約の中に定められているということではありますが、この規約はいつに決められた規約か。というのは、老人ホーム施設整備運営費の分担金に関しまして、今までの流れからいいますと、いわゆる社会福祉法人に経営を任せている部分がございます。ですから、全体の中から我が連合としての施設的な運営のものが減っているわけでありまして、この辺に関しまして、分担金の平均割、人口割というのがそのまま適用されているということに対して疑問を感じていないのかというのが2点目の質問。以上です。

議長（洪川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） お答えをいたします。この分担金につきましては、それぞれ幹事会及び連合長会議で、この老人ホームの建設に当たり、分担金についてもこの割合でということの説明をさせていただいて了承を得ているということでありまして、特に分担の割合ということについては疑問の意見もなかったところでございます。以上でございます。

議長（洪川芳三君） 湯本議員よろしいですか。

事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） 済みません、今のご質問の中でいつ定められたのかということにお答えを落としてしまいました。一番最初に定められたのが平成12年1月25日でございます。以上でございます。

議長（洪川芳三君） 16番、湯本隆英議員。

16番（湯本隆英君） 最後の質問。平成12年からもう既に18年以上経過しているわけがあります。その中でこの分担金の平均割、人口割、社会福祉法人等が経営しているわけがございますので、この辺については、例えば今現在の千曲荘並びに北信広域連合で経営している特別養護老人ホームについては、ここに入所されている地区の割合、例えば受益者負担としての割合をこの中に加味するとか、そういう議論はなかったのか。以上。

議長（洪川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） では、お答えいたします。受益者負担の現在入所されている方の割合ということだと思えますけれども、それについての議論というのはありませんでした。広域連合の中では、栄村にはないですが、それぞれの市町村ごとに施設があるわけなんです

けれども、その市町村の方がその所在する施設に入るということで決められているわけではなく、この広域連合一体としてそれぞれの施設に入所可能でありますので、そのような考えはなくやっているということでご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（渋川芳三君） ほかにはありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（渋川芳三君） 6番、渡辺美智子議員。

6番（渡辺美智子君） 6番、渡辺美智子です。93ページの菜の花苑のところの役務費のばい煙測定手数料。（「今まだそこまで入っていないんじゃないか。新年度の一般会計33ページまで」の声あり）失礼しました。

議長（渋川芳三君） それはそのときにまた聞いていただくということでいいと思います。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渋川芳三君） なければ、次に、議案第11号 令和2年度養護老人ホーム事業特別会計予算について願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渋川芳三君） なければ、次に、議案第12号 令和2年度特別養護老人ホーム事業特別会計予算について願います。質疑ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（渋川芳三君） 6番、渡辺美智子議員。

6番（渡辺美智子君） 6番、渡辺です。93ページ、菜の花苑の役務費の関係ですが、ばい煙測定手数料が19万円計上されています。ほかの施設を見ると、この項目はないので、菜の花苑特別のものかなと思ってお聞きしたいと思います。これ1点です。

議長（渋川芳三君） 菜の花苑施設長。

菜の花苑施設長（斎藤文成君） ただいまご質問のありました93ページのばい煙測定手数料の19万円の件でございますけれども、大気汚染防止法第2条2項の規定によりまして、ばい煙施設というのはたくさんありますけれども、そのばい煙施設の中のボイラーについて、伝熱面積が10平方メートル以上のボイラーについては、年2回以上のばい煙の測定がこの大気汚染防止法の第16条で測定と記録の保持が義務づけをされております。

菜の花苑につきましては、伝熱面積が1基当たり12.6平方メートルのボイラーが2基設置されております。1基当たり4万3,000円の2台分掛ける年2回で18万

9、200円の費用が毎年生じているところでございまして、予算要求19万円ということ
でやっております。以上でございます。

議長（渋川芳三君） 渡辺議員よろしいですか。

6番（渡辺美智子君） はい。

議長（渋川芳三君） ほかにありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（渋川芳三君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） 3点ほどお願いをいたします。まず一つはそれぞれの施設で嘱託医の報酬が計上されておりますが、それぞれ入所の定員が違っているわけですが、金額が同じ施設とそれぞれ違う施設があるわけですが、この報酬にかかわって何を基準としてこの金額が定められているのか。1人当たりということで行っているのか、その辺を詳しくお願いしたいと思います。

それと、それぞれの各施設でエアマットなど購入の予算計上がされておりますけれども、監査の意見の中にもありましたけれども、一括発注ということも考えられるわけですが、それぞれの施設ごとでの発注もそのほかにあるというふうに思いますが、発注の方法によって財源的にどのようなメリットがあるのか。あるいは各施設ごとで行った場合のメリットというのがあるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

それと、79ページのエアコンの更新ですが、令和5年度までこのエアコンの更新工事が続くという提案説明がありましたけれども、この内容について。既に昨年は大変猛暑ということで、エアコンについてはかなり議論がされましたけれども、どのような状況になっていて、今後令和5年までどのような形で進めていくというお考えなのか。その3点についてお願いいたします。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） それでは、お答えをいたします。まず、嘱託医の関係でありますけれども、ちょっと今手元に細かな算出根拠を持っていないですが、まず、基礎となる額がありまして、そこに今度はプラスして入所者の人数によってそこに加算していく額があるということをお願いをいたします。それで各施設ごとで違ってくるわけなんです、同じくらいの規模の施設になりますと、報酬も同じくらい、同じ額になるということでご理解をいただきたいと思っております。

また、備品の購入に関しては、一括できるものはできるだけ一括して購入しております。

例えば介護ベッドなどはそのようにしているんですけども、数がそれほどなかったり、各施設ごとでこういうものが欲しいということで違っておきますと、なかなかそういうこともできないということで、まとめられないところもあるんですが、まとめて購入できるものではできるだけそのようにしております。

メリットとすれば、まとめて購入したほうが入札においてそれだけ安く落ちる可能性がありますので、その分がメリットになるかと思えます。私からは以上であります。

議長（渋川芳三君） 望岳荘施設長。

望岳荘施設長（高山廣志君） それでは、私のほうからエアコンのほうについてご説明させていただきます。まず、このエアコンにつきましては、施設自体18年経過しており、現在設置されているエアコンは大分ききが悪いような状況になっていました。そんなことで平成30年度から順次更新ということでやっておりますが、これが令和5年度まで続くということございまして、現在まで多床室12室、個室2室、そして今年は多床室2室、個室3室ということで、済みません、令和2年度はそういうことで計画してございます。

そんなことで、今後多床室5室、個室14室の残るわけでございますが、これを順次更新して入所者の健康管理等々を図ってまいりたいという計画にしております。ということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（渋川芳三君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） 入札についてですが、これも大変悩ましい問題だと思うんですが、地元の企業の皆さんあるいは地元との連携、連帯、そういうものを考えますと、それぞれ施設の地元での発注あるいは受注というものもひとつ考えなければいけないわけです。

一方で、財政的な面からすると、なるべく低価格で発注をするということになりますと、それも施設のある事業所内での発注ということもあり得るわけですし、そういう意味では発注にかかわるそれぞれの備品購入などについて、改めてそのようなことをどのように念頭に置いて発注をしていくのか。そのことについてお願いをいたします。

それと報酬についてですが、それぞれ施設の入所定員については記載がされていますから、例えば千曲荘の場合、60人のショートが6人で302万円、そしていで湯の場合は70人定員でショートが10人で420万円、そのように見ていきますと、ちょっと合点がいかない数字になってきてしまうので、先ほど答弁がありましたけれども、基礎があつてそこに入所定員を加味してということですが、もう少し具体的にその中身についてお聞かせいただきたいと思えます。

なお、エアコンについては、施設そのものがかなり年数が経過をしたというところから、逐次更新をしていく計画のようでありますけれども、これは入所者の健康管理なども含めてなるべく早急に進めなければいけない課題だというふうに思いますので、5年までの計画でありますけれども、もっと早くになるような予算計上の方法がないのか、そのことについてお伺いいたします。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） まず、入札の件についてお答えをしたいと思います。地元の業者さんを大事にされるようにというお話でございましたけれども、そのように考えながら入札の業者選定をしているところでございます。介護関係の備品となりますと、それを扱っている業者さんというのがかなり限られてきているところであります。

まず、事務局で一括発注する場合は広域連合管内の業者さん全体の中から選定している形になりますけれども、施設のほうの入札ということになりますと、できるだけ地元の業者さんが優先で選定されています。ただ、例えば村の中である程度の数の業者さんがいない場合はもう少し範囲を広げていくというような、岳北管内あるいは岳南管内、もっと広げると当広域管内というような形になりますが、そのような形で選定をしているところでございます。

それから、嘱託医の関係でございますけれども、先ほど手元になかったので、今度申し上げますが、まず基本評価額が30万円であります。それから入所者の各定員数によってそこに加算がされていくわけなんですけど、定数が60から79人の場合は、そこにプラス5万円です。それから80人から99人の場合は10万円あります。それから100人から119人の場合は15万円ですが、これは今ちょっと広域連合の施設にはありません。次に120人から139人でプラス20万円ということで、基準で計算させていただいております。私からは以上でございます。

議長（渋川芳三君） 望岳荘施設長。

望岳荘施設長（高山廣志君） エアコンのことについてお答え申し上げます。早くなるよう予算計上すべきではないかというご質問でございますが、これは機械自体が壊れているわけではなくて、調子がちょっと悪くなってきた部分があります。それを順次交換している状況でございます。開放式の施設でございます、南面そして西面のほうがききが悪いという状況でございます。これは早急に30年から始めたものでございます。また、北面等につきましては、まだ使用については若干程度は落ちるんですが、使用できないわけではないということで、令和5年度まで順次交換している次第でございますので、計画的な交換ということで

ご理解をお願いいたします。以上でございます。

議長（渋川芳三君） 高木議員よろしいですか。

17番（高木尚史君） はい。

議長（渋川芳三君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渋川芳三君） なければ、次に、議案第14号 広域計画について願います。質疑ありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（渋川芳三君） 10番、阿部光則議員。

10番（阿部光則君） 10番、阿部光則です。1点ですが、ページの5ページ、一番上のほうから3行目ですが、施設の建てかえについて、「社会福祉法人への移管も含め、地域の特性に配慮し検討を進める必要があります。」と。「地域の特性に配慮し」という、これはどういう意味を指しているのでしょうか。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） お答えをいたします。「地域の特性に配慮し」とは、特に具体的にこういうことということは考えていないですけれども、この地域でスムーズにというか、何の問題もなく社会福祉法人に移管ができないことも想定されます。そういった場合に、社会福祉法人に移管するのに、それが本当に適当なのかどうかということを考えていかなければならないということもあって、「地域の特性に配慮し」ということで入れさせていただいたということでご理解をいただければと思います。以上でございます。

議長（渋川芳三君） なければ、次に。ほかの議員さん質疑ありますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

議長（渋川芳三君） なければ、次に、議案第15号 監査委員の選任の同意について願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渋川芳三君） よろしいですか。なければ、次に、議案第16号 公平委員会委員の選任の同意について願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渋川芳三君） なければ、次に、議案第17号 和解について願います。質疑ありませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

議長(渋川芳三君) 17番、高木尚史議員。

17番(高木尚史君) 1点ですね、これは開会日に議案として提案をされた訴えの提起について可決がされましたから、それに基づいての和解であります。当初、訴えについては訴訟費用は相手方の負担とするという提起でありましたが、結果としてこの和解については、訴えについてはそれぞれが負担をするということになったようであります。

ということは、訴えとは違う各自の負担ということになりますが、これは既に恐らく結審をしているだろうと思えますけれども、一事不再理という形で改めて申し立てるということは不可能でありますから、それはそれとして、この各自の負担とすることは、それぞれ両者が了解をしたものというふうに思いますが、さきの議案ではこちら側の訴訟費用は8,000円という答弁をいただいておりますが、この金額71万1,286円については和解をしたということで、これの成果報酬をどの程度支払うことになっているのか。そしてその成果報酬は何割程度になるのか。一部民間などでは成果報酬20%というような話も聞きますけれども、どの程度の成果報酬になるのかお聞かせをいただきたいと思えます。

議長(渋川芳三君) 事務局次長。

事務局次長(桑原雅幸君) それでは、お答えをいたします。まず、成果報酬ということですが、初日のご質問のときにどのくらいの経費がかかったのかというご質問をいただきまして、そのときに16万200円ということでお答えをさせていただきました。この中に成果報酬というものが入っております。本年度になって9万3,720円それをお支払いしているということをお願いいたします。以上でございます。

議長(渋川芳三君) 17番、高木尚史議員。

17番(高木尚史君) そうすると、16万200円、これは招集日の初日に答弁をいただいた金額ですが、この71万1,286円の訴訟提起をするに当たって、30年度決算のときに一つはまずは手付金としての金額を支払い、そして結果として和解がされた。それに対する成果報酬を翌年度で支払いをするという、たしかそういう答弁だったというふうに思いますが、それが予算の計上の中ではどのようにあらわれているのか。9万3,720円のようでありますけれども、そこについて改めてはっきりと答弁をいただきたいと思えます。

議長(渋川芳三君) 千曲荘施設長。

千曲荘施設長(堀内隆夫君) お答えいたします。今年度の支出につきましては、流用で対応させていただきました。

議長（渋川芳三君） 17番、高木尚史議員。

17番（高木尚史君） 今、今年度の予算書を持っていませんので、流用をしたということですので、結果として決算の段階で具体的になるというふうに思いますが、流用についてはそれぞれの約束事がありますから、その中でやったということであればそれでいいわけですが。

改めて確認をいたしますが、訴訟費用とすれば71万1,286円、10万円につきたしか1,000円でしたから、8,000円という訴訟費用と。それと成果報酬、流用まで含めて16万200円を用意したという、そういう結論でよろしいのか改めて確認をさせていただきます。

議長（渋川芳三君） 千曲荘施設長。

千曲荘施設長（堀内隆夫君） 議員おっしゃるとおりでございます。

議長（渋川芳三君） よろしいですか。

17番（高木尚史君） はい。

議長（渋川芳三君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渋川芳三君） 以上で、議案質疑を終結いたします。

2 一般質問

令和2年2月北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

発言 順位	件 名	質 問 者		答 弁 者
		議席	氏 名	
1	特別養護老人ホーム運営について	6	渡辺美智子	広域連合長
	北信広域連合広域計画について			
	会計年度任用職員制度について			
	消費税増税に伴う利用者負担について			

議長（渋川芳三君） 日程2 これより一般質問を行います。

なお、質問及び答弁は簡潔明瞭にお願いします。

本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配付いたしてあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

順位1番、特別養護老人ホーム運営について、北信広域連合広域計画について、会計年度任用職員制度について、消費税増税に伴う利用者負担について。

6番、渡辺美智子議員。

(6番 渡辺美智子君 登壇)

6番(渡辺美智子君) 6番、渡辺美智子です。通告に基づいて質問してまいりたいと思います。

まず1点目、特別養護老人ホーム運営について。広域連合、社会福祉法人施設の入所状況について、まず現在の入所数を施設ごとにショートステイも含めてお聞きします。2点目に、その現状と課題について、定員と入所数の状況についてお伺いします。次に2点目に、広域、社会福祉法人施設の入所待機者の状況について。1点目に施設ごとの現在の待機者数について、2点目に今後の見通しについて。

大きな2点目、北信広域連合広域計画について。施設の建てかえについて。社会福祉法人移管についてお伺いします。

大きな3点目、会計年度任用職員制度について。これは前回の議会で審議され議決された議案ではありますが、より詳しく聞きたくて質問します。1点目に一般職員、第1号会計年度任用職員、第2号会計年度任用職員の状況について、その基準についてお伺いします。2点目に現行の制度から処遇面の変更について。

大きな4点目、消費税増税に伴う利用者負担について。食費、居住費の状況について。1点目、増税に伴う施設、利用者側にとっての影響について。2点目、利用者負担段階が第1から第4段階に区分されていますが、その人数について。

以上、大きく4点について質問いたします。この後の再質問は自席で行います。

議長(渋川芳三君) 連合長。

(広域連合長 池田 茂君 登壇)

広域連合長(池田茂君) 渡辺美智子議員のご質問にお答え申し上げます。まず1点目。特別養護老人ホーム運営につきましてお答え申し上げます。

広域連合の施設ごとの入所者数につきましては、高齢化社会が進む中で申込者数もふえており、ほぼ満床状態が続いております。このことからお待ちされている方については、不便をおかけしていると感じております。また、社会福祉法人につきましても同様に満床状態となっております。待機者数につきましては、広域連合、民間を問わず待機者がいる状態が続いております。

今後につきましては、新施設が建設されるため、老人福祉計画・第7期介護保険事業計画により、30床の増床が図られます。

各施設の入所者数及び入所待機者数など詳細につきましては、以下事務局次長から答弁をさせます。

次に、北信広域連合広域計画についてお答え申し上げます。今議会へ広域計画第5次計画案を提出しておりますが、2の「養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム設置、管理及び運営に関する事」において、第5次計画期間における特別養護老人ホームの施設の建てかえに関する方向性につきまして記載をしております。社会福祉法人移管につきましては、事務局次長から答弁させます。

次に、会計年度任用職員制度についてお答え申し上げます。来年度から会計年度任用職員制度を導入するに当たり、今議会において関係する条例案を上程し、議会初日に採決をいただきお認めいただいたところであります。この会計年度任用職員制度は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により任用、服務規律等を整備し、任用要件の厳格化を行い、あわせて期末手当の支給が可能となりました。また、給付に関しても地方公務員法に定める職務給の原則、均衡の原則等に基づき適切に支給することとし、このほか勤務時間及び休暇、健康診断、社会保険及び労働保険、そして人事評価等適切な取り扱いを行うことといたしました。

現在、来年度の会計年度任用職員の募集を開始いたしましたが、今後、来年度の任用に向け準備を進めてまいりたいと考えております。一般職、第1号会計年度任用職員、第2号会計年度任用職員の状況につきましては、以下、事務局次長から答弁させます。

次に、消費税増税に伴う利用者負担についてお答え申し上げます。食費、居住費の状況の消費税増税に伴う影響につきましては、国が定める基準費用額の改正により、利用者負担段階の第4段階に属する方に関しては、食費及び居住費の負担はふえております。

利用者の負担段階の人数等詳細につきましては、以下事務局次長から答弁をさせます。

以上、お答え申し上げます。

(事務局次長 挙手)

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） 広域連合及び社会福祉法人の入所状況及び入所待機者の状況等につきまして、連合長答弁に補足してお答え申し上げます。

まず、当連合が運営する施設の1月1日現在の入所者数は、短期入所を含めて望岳荘91人、千曲荘66人、いで湯の里77人、菜の花苑69人、ふるさと苑74人です。社会

福祉法人の入所者につきましては、みゆき福祉会が運営する高社の家は97人、里山の家は36人、博悠会が運営するフランセーズ悠さかえは93人、フランセーズ悠なかのは100人でございます。

また、広域連合で申し込みをされている方の待機者数は170人で、施設ごとの人数は望岳荘136人、千曲荘120人、いで湯の里114人、菜の花苑103人、ふるさと苑147人ですが、これは1人の方が複数の施設の入所希望をされていますので、延べ人数でございます。

さらに、社会福祉法人の待機者数につきましては、高社の家は171人、里山の家は11人、フランセーズ悠さかえは64人、フランセーズ悠なかのは86人でございます。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、当広域管内の75歳以上の人口は2030年をピークに減少するとされています。そのため、向こう10年間は特養への申込者数も増加すると推測されますが、待機者の解消につきましては、組織市町村が策定する老人福祉計画・介護保険事業計画により対応されるものと考えております。北信広域連合も組織市町村と歩調を合わせ、必要な事業を行ってまいります。

次に、施設の建てかえの社会福祉法人移管につきまして、連合長答弁に補足してお答えを申し上げます。

第5次計画案におきまして、施設の建てかえについて社会福祉法人への移管も含める旨記載させていただいておりますが、第4次計画と基本的な考え方に違いはございません。この広域計画につきましては、大きな方向性を示すものでございまして、実際の施設整備計画の根幹となりますのは、各市町村で策定する老人福祉計画・介護保険事業計画でございます。そのため、整備の手法までこの広域計画の中に明記できるものではございませんが、老人ホーム高社寮の特養部分を社会福祉法人みゆき福祉会の特別養護老人ホーム高社の家へ移管する際に、当時の広域連合議会において広域計画の中に民営化という記載がない旨のご質問をいただいております。この広域計画は不特定多数の方々をご覧になるものであり、民営化という記載がないということで整備手法においても民営化はないと誤解を招かないよう、「現状と課題」の中で「社会福祉法人への移管も含めて検討を進める必要がある」と記載をさせていただいております。

次に、一般職、第1号会計年度任用職員、第2号会計年度任用職員の状況につきまして、連合長答弁に補足してお答えを申し上げます。

基準につきましては、施設における職員配置は国の基準に基づいて配置をしておりますが、

一般職に対して、第1号会計年度任用職員及び第2号会計年度任用職員の人数についての基準はございません。職員の人数につきましては、令和2年度予算における職員は一般職のうち正規職員が180人、第1号会計年度任用職員が99人、そして第2号会計年度任用職員が77人でございます。

現行の制度から処遇面での変更につきましては、期末手当のほか、時間外勤務の手当・報酬、通勤手当や費用弁償など、正規職員の例に準じて支給を行ってまいります。なお、この会計年度任用職員制度の導入で、現在勤務している嘱託職員及び臨時職員に処遇面で下回ることがないように現給保障等の経過措置を設けております。

食費、居住費の状況につきまして連合長答弁に補足してお答え申し上げます。

消費税増税に伴う食費、居住費の影響につきましては、まず利用者側の影響は、国では食費、居住費の基準費用額の改定を行い、負担軽減の対象とならない第4段階の方は、1日当たりの支払額で食費では12円、居住費では多床室が15円、個室では21円それぞれ上昇しております。これは多床室の方の場合で、食費と居住費を合わせて一月に約820円の負担増となっております。

また、施設の側の影響では、収入では今の食費と居住費の基準費用改定のほかに、介護報酬も0.39%上げられました。歳出では消費税が2%上がった分、消費税がかかる経費については歳出が増加しております。

利用負担段階の人数につきましては、令和元年8月1日現在、広域連合全体で第1段階が7人、第2段階が168人、第3段階が128人、第4段階が50人でございます。

私からは以上でございます。

議長（渋川芳三君） 6番、渡辺美智子議員。

6番（渡辺美智子君） それでは、再質問をさせていただきます。先ほどそれぞれの施設の入所状況をお聞きしたところ、広域も社会福祉法人も実施している施設ほぼショートも含めて満床になっているという答弁でしたが、聞くところによると、高社の家が定数を満たしていないんじゃないかという話を聞きましたが、先ほどの中では93人とショート7人で100人のところを97人入所しているという状況なので、ほぼ満たしているのかなというふうに思います。

この辺で今、介護職員が不足している現状の中で、それぞれの施設でそういう問題、特に社会福祉法人においてそういう問題はないのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） それでは、お答えいたします。入所者の状況については、社会福祉法人のほうに聞きまして、そういうお答えをいただいているので、満床に近い状態で入所されているものと思います。

議員さんのおっしゃる職員が足りなくて入所者数を少なくしているのではないかということでもありますけれども、高社の家については、高社寮から移管した際には全く新しい施設でありましたので、職員の方については経験のない方も結構いらっしゃったということでもあります。経験がないということで、ちょっと最初のころは特にショートステイについては入所を抑えていたという状況ではあったということでもありましたけれども、昨年、毎年1回高社の家と懇談をしているんですけれども、そこで状況をお聞きしますと、職員の方も経験を積んできましたので、ここで満床に近い状態の入所者を入れるようになったというふうにお答えをいただいているところでございます。以上でございます。

議長（洪川芳三君） 6番、渡辺美智子議員。

6番（渡辺美智子君） 社会福祉法人のホームページを見ますと、フランセーズ悠はまだ新たな経費のところには出ていないんですが、高社の家の経費を見ると、食費とか居住費については軽減のところがなく、ほとんど第3段階、第4段階の人が利用した場合にこれくらいかかりますよというふうなホームページの形状だったと思うんですね。そういうのを見ると、ちょっと高いなということで入所をちゅうちょする人がいるんじゃないかなと思ったりしたんですが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（洪川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） 高社の家に高社寮を移管する際に覚書を締結しておりまして、その際に高社寮から高社の家へ移られた方については、広域連合と同じ居住費、食費でそのままということで覚書を締結しておりますので、高社寮から高社の家へ移った方については広域連合と同じ額でいただいているものと思います。

ただ、そのほかの方については、居住費、食費については、国の基準はあるんですが、それに全く同じじゃなければならないという縛りはないものですから、それぞれの施設でそれを決めることができます。でありますので、入所する際に、入所される方と私どもでは居住費、食費はこれくらいですということを説明されて、それを納得の上で入所されているものと思いますので、契約で入所されておりますので、それについては入所者さんの負担は納得の上でというふうに理解をしております。以上でございます。

議長（洪川芳三君） 6番、渡辺美智子議員。

6番（渡辺美智子君） それでは、次の待機者の状況についてお伺いしたいと思います。先ほどの待機者の人数をお聞きすると、結構な方が待っていらっしゃる。入所申し込みをされている方はきっと要介護3以上の方かと思うんですが、この中で要介護3以下の方の入所申し込みがあるのかどうかということをお聞きします。

議長（洪川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） お答えをしたいと思います。まず、あるかどうかということでありまして、申し込みをされるのは自由でございますので、今までもあったと思います。

ですが、一応国の基準では3以上ということでありまして、介護度が2とか1とかの方については、それぞれの市町村の意見を付してということになっておりますので、そのような形で申し込みがされていると思います。

具体的な人数については、ちょっと今手元に資料がないので調べに行っていますが、よろしくお願ひします。以上でございます。

議長（洪川芳三君） 6番、渡辺美智子議員。

6番（渡辺美智子君） それぞれダブって人数が来ているということではありますが、この中で、先ほど今度2021年度の介護保険事業計画が出てから施設、これから広域としてどうしていくかということを検討するというのが広域の仕事だということを言われましたが、広域として、待機者の状況を見て、市町村から上がってくることも予想してこういうことも考えられるんじゃないかなということがあるかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

議長（洪川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） お答えいたします。今現在このような数字になるんじゃないかというようなものは持っていないわけなんですけれども、来年度に計画策定年度でそれぞれの組織市町村で計画がされておりますので、それと並行してここでそれぞれの担当課長さん方からなる保健福祉推進委員会を開催して情報等を交換し合って、どのような計画が上がってくるのかなということで並行して検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上でございます。

議長（洪川芳三君） 6番、渡辺美智子議員。

6番（渡辺美智子君） ということは、新たな介護保険事業計画が出る前に、そういうふうに市町村と並行して話し合いを進めていくということで、最終的には第8期介護保険事業計画が出てからというふうになるかと思いますが、その辺は並行して進めていくということの理解でよろしいですか。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） ご質問のとおり、計画策定、それぞれ組織市町村においても審議会に諮問がされ答申されると、また議会の議決を得られるということで最終決定になりますが、それから検討したんじゃ幾ら何でも間に合わないという状況でございますので、それぞれの市町村で検討されている段階で、もうこちらでも並行して検討していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

議長（渋川芳三君） 6番、渡辺美智子議員。

6番（渡辺美智子君） では、大きな2番目の質問に移っていきたいと思います。北信広域連合広域計画について、基本的には今後社会福祉法人のところを優先というか、第4期のときに施設の建てかえが民営ということが明記されていなかったのが、今回しっかりと明記したというお話でしたが、これから「地域の特性に配慮し検討を進める必要があります。」ということで、先ほどの質疑の中で、地域によっては社会福祉法人が手を挙げるところはないと広域でも考える。今回の千曲荘の件はそういう状況だったかと思いますが、あくまでも今度一番古いところは望岳荘になるかと。古いところを本当に建てかえするときには、民間でまず事業所やってくれるところはありませんかということ聞いて進めるというふうになるかと思うんですが、先ほどの質問の中では、人手不足はそんなに考えられないんじゃないかというふうなことも話がありましたが、今一般的にどこも介護をする人がいなくて、施設が空いている。せっかくつくったところが満床にならなくて入っていないという施設がここ広域ではないかと思いますが、そういうことが生まれてきていますので。広域のほうの人が集まりやすいのかなと私は勝手に思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） お答えいたします。その前に、先ほど要介護2以下の方の申込者人数を後でということでお答えしておりましたが、現在要介護度2の方がお二人申し込みされているという状況でございます。

では、今の渡辺議員さんのご質問にお答えいたします。職員の不足について、広域連合のほうで職員をしっかりと充足できるのではないかなというふうなご質問でございましたけれども、介護職離れとか介護職員の不足というのは、もう社会的な問題になっておまして、私ども広域連合についても、職員の確保というのは今現在大変苦勞しているところでございます。職員に欠員が生じたときは、嘱託職員や臨時職員をハローワークを通じて求人しているところでございますが、希望する方がなくて、1年中ハローワークの求人をしているような状況

でございますし、また人材派遣会社に派遣職員として職員補充をしているような状況でもございます。

特に看護師の方については大変苦勞しておりまして、昨年度採用試験を行ったんですが、1人も受験される方がおらず、今年についてはお一人だけ受験をいただいたんですが、退職された方の人数には補充できていないような状況でございます。

広域連合のほうが社会福祉法人よりも職員確保はしやすいんじゃないかというようなお話だったんですが、例えば社会福祉法人でありますと、どうしても欲しいということになれば、その方の給料を自由に決めて、高いお給料で雇うこともできるかもしれないんですが、広域連合は公務員になりますので、そういったこともできませんし、また社会福祉法人は結構大きく施設運営をしていますので、老人ホームのほかにもグループホームとかデイサービスとか、あるいは違う系列の法人で老健とか病院とかも経営されている社会福祉法人がありますので、そういったところからすると、例えば看護師さんなんかは、職員の確保も私ども広域よりもしやすいんじゃないかなというふうに思うところもございます。

入所者に安心して入所いただけますように、これからも職員確保については努力をしておりますけれども、議員さんのほうでも、もし広域連合にこういう人がいるよというようなことでご紹介いただければ大変ありがたいので、よろしくお願いします。

以上でございます。

議長（渋川芳三君） 6番、渡辺美智子議員。

6番（渡辺美智子君） 今、人材についてはどこも苦勞しているというお話でしたが、本当に介護につく人、仕事がきつい割には報酬が少ないということで、ほかの仕事を選ばれるという方がいらっしゃると思いますので、お互いに誰かいたらここで働いてみないという声かけが必要かなというふうに思います。

次に、大きな3点目の会計年度任用職員制度についてお伺いしたいと思います。一応、今人数をお聞きして、正規の職員が180人と1号が99人、2号が77人ということで、特に職員としての基準はないということですが、そういうことも考えると、基準がないんだっただんだん一般職、退職したらその後は会計年度任用職員の2号職員で対応できるんじゃないかというふうに移行してくるんじゃないかなということが心配されますが、その辺についての見解をお伺いします。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） お答えいたします。今の職員確保がとても重要だということから

も、また施設の運営においても正規職員は大変重要な存在でありますので、必要な正規職員はしっかり確保していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（渋川芳三君） 6番、渡辺美智子議員。

6番（渡辺美智子君） それでは次に、現在働いている方については職が確保されると。嘱託職員の方は、2号職員になっても今の給料より下がることはないというお話でしたが、そこで例えば労働時間、1日7時間45分を境に2号会計年度と1号会計年度に区別されますが、その辺は本人の意向が酌まれているのかどうか。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） お答えいたします。第1号会計年度任用職員であるか、第2号会計年度任用職員であるかというのは、ご本人の希望でそのように採用させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（渋川芳三君） 6番、渡辺美智子議員。

6番（渡辺美智子君） そうしたらちょっと予算のところ突っ込んで入っていきたくと思いますが、会計年度任用職員制度によって、給与、報酬が増額されることになってくるかと思えます。その財源はどう捻出するかということなんですが、例えば昨年と比べて望岳荘の場合、1,096万7,000円報酬額が増になってきます。千曲荘については、814万6,000円の増になります。

また、今年度の予算を見ても特別養護老人ホームにおける歳入の介護保険事業収入が前年度と比べると400万円余り減、これは多分利用される方の介護度によるものと考えられますが、この点についても歳入が減額になることが予想される中で、歳出は前年度に比べて1億8,800万円余増になってきています。それぞれの施設において利用者が安全、快適に過ごせるように努めるということは、前回の議会の中で施設長の説明がありました。そういうことを考えると、歳出がふえるのは明らかですね、この辺では人件費。この辺の兼ね合いについてどう考えるかお伺いします。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） お答えいたします。議員さんおっしゃられるとおり、会計年度任用職員となることで人件費というのもふえてまいります。

現状、広域連合の老人ホーム、特別養護老人ホーム、養護ともにですけれども、経営が大

変苦しいところでありまして、足りない部分は財政調整基金を取り崩して歳入に充てて、その穴埋めをしているという状況でございますので、例えば令和2年度の特養の特別会計の当初予算におきましては、72、73ページになるわけですが、72、73ページの4款繰入金のところの1項1目財政調整基金繰入金ということでこれを繰り入れさせていただいているということで、人件費もふえたのも合わせて、こういった財政調整基金で足りないところを埋めているという状況でありますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（洪川芳三君） 6番、渡辺美智子議員。

6番（渡辺美智子君） 基金が組み込まれていると同時に、一般会計の繰越金が前年度に比べるとどこの施設も減額になってきているかと思うんです。ここできつと調整しているんだと思われませんが、将来的にこの辺はどういうふうになっていくのか心配するところですが、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

議長（洪川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） では、お答えいたします。まず、支出の部分については、できるだけ抑えていく、削減できるものは削減していかなければならないというように考えております。

また、収入増につきましては、利用率を向上させて、できるだけ空きベッドをつくらない形で入所者にできるだけ入っていただけるようにして、収入のほうはふやしていきたいというふうな考えでございます。

また、今現在建設中の老人ホームでありますけれども、入所者数が100人に近いほうが施設の経営上効率がいいというふうに言われております。今度の新しい千曲荘は本入所と短期入所を合わせて96ということで、今までの千曲荘は本入所と短期入所で66でありますので、その分100に近くなるだけ経営の改善は見込めるんじゃないかなというふうに予想をしております。

また、養護老人ホームのほうでは、ご存じのように高社寮のほうで養護単独になってしまって、今まで特養と兼務で職員がいたところが養護だけになっているというようなことで、大変効率が悪い状態になっています。また、千曲荘と高社寮それぞれですが、養護老人ホームに措置される方が減ってきておりまして、定員が50人のところ、その半分よりちょっと多いくらいしか入所していない状況でありますので、これも一つにして経営の効率化を図ってきたいというような計画で今の老人ホームをつくっているところでございますので、そ

うというような面からの経営の改善を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

議長（渋川芳三君） 6番、渡辺美智子議員。

6番（渡辺美智子君） この会計年度任用制度は、働く人にとってはボーナスも出るしという利点はあるかと思うんですが、実際にそこで経営する市町村なり広域なりが、その財源はどうするんだというのは本当に悩ましい問題だと思うんです。そこは本当はもう本来は国が制度をつくったんだから、国が介護保険の保険料ですか、そういうものをふやすとかそういう施策をとるべきだと思うんですが、今年度そういうふうに基金の繰り入れとか繰越金が少なくなってきたと。1年、2年だったらそれが対応できるかと思うんですが、これから先のことを思うと、非常に大変な面が出てくるんじゃないかなと心配するところですが、その辺ちょっと先の見通し。

今、千曲荘が大きくなれば、施設が大きくなれば経営が楽になるというふうな話もありましたが、じゃあこれから建てかえをするときに施設を大きくすればいいのかという、それも一つのやり方かも知れませんが、ここで働いている人の話を聞くと、今度90人になるの、大変だと、働いている人側から見ると大きな施設で働くのは大変だということも考え合わせられると、非常に難しい問題を抱えているのかなというふうに思いますので、ぜひこの辺は先の見通しも考えて何らかの方策が必要じゃないか。国にも物を言っていくぐらいの気持ちでいてほしいなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） お答えいたします。まず、経営のことにつきましては、本当に日々の努力ということで小さなことからコツコツとというような話がありましたけれども、そんなようなことで日々どんなところで支出を削減できるかとか、あるいは入所者についても、できるだけ早く入所をしていただくにはどうしたらいいかというようなことを考えながら、経営の改善を図っていきたいなというように思っております。

また、会計年度任用職員のことということでありますが、会計年度任用職員のもとで介護報酬が改定されたらというようなお話であったんですけども、会計年度任用職員となりますのは、私ども広域連合が行政で地方公共団体であるから会計年度任用職員になるわけでありまして、社会福祉法人が経営する老人ホームは何の関係もないところであります。全国的に見れば社会福祉法人が経営している老人ホームのほうが圧倒的に多い、90%以上が社

会福祉法人が経営している老人ホームになりますので、国のほうは、そこまでは考えてくれていないだろうなというふうに思います。

私どものほうで、国のほうへそういった運動をしろというご意見、お話もあつたんですけども、ちょっとそれはなかなか難しいところでありますので、政治家の皆さんあたりが頑張っていただければと思います。

以上でございます。

議長（渋川芳三君） 6番、渡辺美智子議員。

6番（渡辺美智子君） 本当に大変な問題かなと思います。

次に、大きな4点目の消費税増税に伴う利用者負担についてですが、この段階ですよ、今回は0.39%の値上げで、それほど影響しないかというふうに思いますが、第4段階の方の負担がふえてきている。第1段階、第3段階、第4段階と、所得、年金額によって変わってくるということで、第4段階は現役並みの所得がある方というふうになってきているかと思いますが、それにしても多床室は1カ月2万5,200円で食費が4万1,400円ということで、合計すると6万6,600円が介護利用料にプラスされるという施設の費用かと思えます。

このように大変になってきている中で、この先ということが厚労省の中でも社会保障会議中間報告によりますと、補足給付は現在利用者の年金収入などに応じて今は3段階、これが4段階になるということですが、年金収入は120万円を超える、ここは第3段階のところですが、この人たちの120万円を超えるというのは、月10万円の年金収入になると思えます。そういった低所得者の負担を軽減する補足給付は、月額2万2,000円も引き下げられる。食費、居住費の自己負担が月額3万1,000円から5万3,000円に、年間30万円近くはね上がるということが今度の会議の中で出されています。

そして資産要件ですね、今預貯金が2,000万円以上の方はこれに類しないというか補足給付が使えないということが500万円以下に引き下げられる、それによって、こんなにお金がなくて払えないわということで退所する方も出てくるのではないかとということと、待機者の中にもこれじゃあどうも入れないわということが出てくるんじゃないかなということが心配されます。これは来年度は充足しませんが、その先、今こういうことが厚労省の会議の中で出てきているというのがあります。

そういう点では、本当に特別養護老人ホームで最期を送りたいという方で、お金がなくて入れないという方が出てくる状況がどんどん出てきていると思えます。そういう点で、もう

ちょっと特別養護老人ホームに入りやすいようにすべきじゃないかなというふうに思いますが、難しい課題ですが、その辺についての見解をお伺いして質問を終わりたいと思います。

議長（渋川芳三君） 事務局次長。

事務局次長（桑原雅幸君） それでは、お答えいたします。私ども広域連合が利用者の方からいただいている介護報酬や、先ほどの居住費や食費でありますけれども、まず介護報酬については、私どものような行政が運営する特別養護老人ホームも社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームも、これは国の基準どおりの介護報酬でありますので違いはございません。

居住費と食費は先ほども申しましたが、それぞれの施設で契約で入所する際にそれを納得の上で入所されているところでもあります。広域連合においては、国が示す基準どおりの食費と居住費をいただいているところでございますけれども、国のほうでそれをどのようにこれから先上げたりしていくのかということについては、私どもはそれはわからないところでございます。

また、それが上がったことで入所できなくなるんじゃないかとか、入所するのをちゅうちょするんじゃないかというようなことでございましたけれども、それについても私どもでは、どれほどこれから先上がったらそういう方たちが出てくるのかということは、把握はできないところでございますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

議長（渋川芳三君） 以上をもちまして、渡辺美智子議員の質問を終結いたします。

ここで暫時休憩します。10分間の休憩をいたします。

（休憩） （午後 3時15分）

（再開） （午後 3時25分）

議長（渋川芳三君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

3 討論、採決

議長（渋川芳三君） 次に進みます。

日程3 討論、採決を行います。

初めに討論を行います。討論のあります方は、早急に書面をもって、議長の手元まで通告をお願いします。

なお、発言通告書は事務局長のところにあります。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩) (午後 3時25分)

(再開) (午後 3時25分)

議長(渋川芳三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告がありますので、発言を許します。

10番、阿部光則議員。

10番(阿部光則君) 10番、阿部光則でございます。議案第14号 北信広域連合広域計画について反対の立場から討論をいたします。

もちろん、この広域計画は北信広域連合の地域の大事な部分で、多くの部分は賛成するという立場であることは言うまでもありませんが、一部に反対がありますので、討論をいたします。

北信広域連合5次の令和2年度から令和6年度では、2の「養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事」において、「現状と課題」の中の2の特別養護老人ホームに係る記述で、先ほど一般質問にも出ておりましたが、「老朽化の進む施設の改修及び施設の更新を計画的に進める必要があります。施設の建て替えについては、社会福祉法人への移管も含め、地域の特性に配慮し検討する必要があります。」となっております。民間へ移管することを念頭にしたというふうに取り扱われる記述となっております。

北信広域連合広域計画第4次では、この部分は、「老朽化の進む施設及び設備に関してもより快適な生活環境を提供するために、計画的かつ効率的な改善の検討を進めていく必要がある」となっております。先ほどの一般質問の議論の中でも、社会福祉法人では居住費、食費が上がる方向にあるというふうな答弁もなされております。

そうした中、公営化が進む中、介護保険制度は制度の変更によって、利用者にとっても施設等を運営する主体にとっても厳しいものになっている現実があるのも承知しております。介護報酬の引き下げによって事業者の倒産等が報じられております。介護現場で働く人の待遇の低さが社会問題化しているのも事実であります。人が集まらなくて定員を満たすことができない民間の特別養護老人ホームの事例も耳にいたします。入所待機者の課題は社会問題ともなっているのが現実であります。政府は全世代型社会保障改革を進めようとしています。中身は負担増と給付の削減であることは明らかであります。

そうした状況の中で、管理運営はやはりあくまでも公的機関が主体で進めるべきだということを申し上げるものであります。

以上申し上げまして、議案第14号 北信広域連合広域計画については、反対の立場であるということを申し上げて討論いたします。

議長（渋川芳三君） 以上で討論は終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第3号 情報公開条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 個人情報保護条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 情報公開等審査会条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 職員定数条例及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和元年度一般会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和元年度養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和元年度特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和2年度一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（渋川芳三君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和2年度養護老人ホーム事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(渋川芳三君) 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和2年度特別養護老人ホーム事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(渋川芳三君) 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 広域計画について採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(渋川芳三君) 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 監査委員の選任の同意について採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(渋川芳三君) 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第16号 公平委員会委員の選任の同意について採決いたします。

お諮りいたします。議案第16号について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(渋川芳三君) 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第17号 和解について採決いたします。

お諮りいたします。議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起

立を求めます。

(起立全員)

議長(渋川芳三君) 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

4 議第 1号 北信広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

議長(渋川芳三君) 次に、日程4 議第1号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

この際、お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渋川芳三君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選によることに決しました。

続いて、指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渋川芳三君) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員会委員には、秋山豊秀さん、宮崎美和子さん、吉池寿幸さん、齋藤和代さんの以上4名。補充員には、竹内初枝さん、関谷竹志さん、白川いつ子さん、富井祐一さんの以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました、秋山豊秀さん、宮崎美和子さん、吉池寿幸さん、齋藤和代さんの以上4名を選挙管理委員会委員の当選人として、補充員については、補充の順序はこれから申し上げる指名の順序とし、竹内初枝さん、関谷竹志さん、白川いつ子さん、富井祐一さんの以上4名を補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渋川芳三君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、秋山豊秀さん、宮崎美和子さん、吉池寿幸さん、齋藤和代さんの以上4名が選挙管理委員会委員に、竹内初枝さん、関谷竹志さん、白川いつ子さん、富井祐一さんの以上4名が補充員に当選されまし

た。

議長（渋川芳三君） 以上で予定した議事は全部終了いたしました。

ここで連合長から挨拶があります。

連合長。

（広域連合長 池田 茂君 登壇）

広域連合長（池田茂君） 令和2年2月北信広域連合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

2月10日から本日までの8日間にわたります会期中、議員各位におかれましては、慎重にご審議をいただき、また上程を申し上げました各議案ともそれぞれお認めをいただき、まことにありがとうございました。

今後も、来年度の開所に向け現在進めている老人ホーム建設工事を初めといたしまして、広域連合として所管する老人福祉施設の運営など、各組織市町村と連携して、そのサービスの充実を図り、地域福祉の向上はもとより、地域経済の発展に向けた事業促進に努めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、北信地域発展のため、今後ともより一層ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、ご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

5 閉 会

議長（渋川芳三君） 以上をもちまして、令和2年2月北信広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

（閉 会） （午後 3時40分）

以上会議のてん末を記載し、相違ないことを証明するためここに署名する。

令和2年2月17日

北信広域連合議会

議 長 洪 川 芳 三

署名議員 月 岡 利 郎

署名議員 上 松 永 林